

「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」

第23回本部員会議

日時：令和3年5月28日(金) 15:00～

場所：県庁4階 共用第1会議室

< 次 第 >

1 開会

2 議題

(1) 現在の発生状況について

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る本県の対処方針について

(3) 新型コロナ感染拡大防止集中対策の期間延長について

(4) その他

3 閉会

<配布資料>

資料1 現在の発生状況について

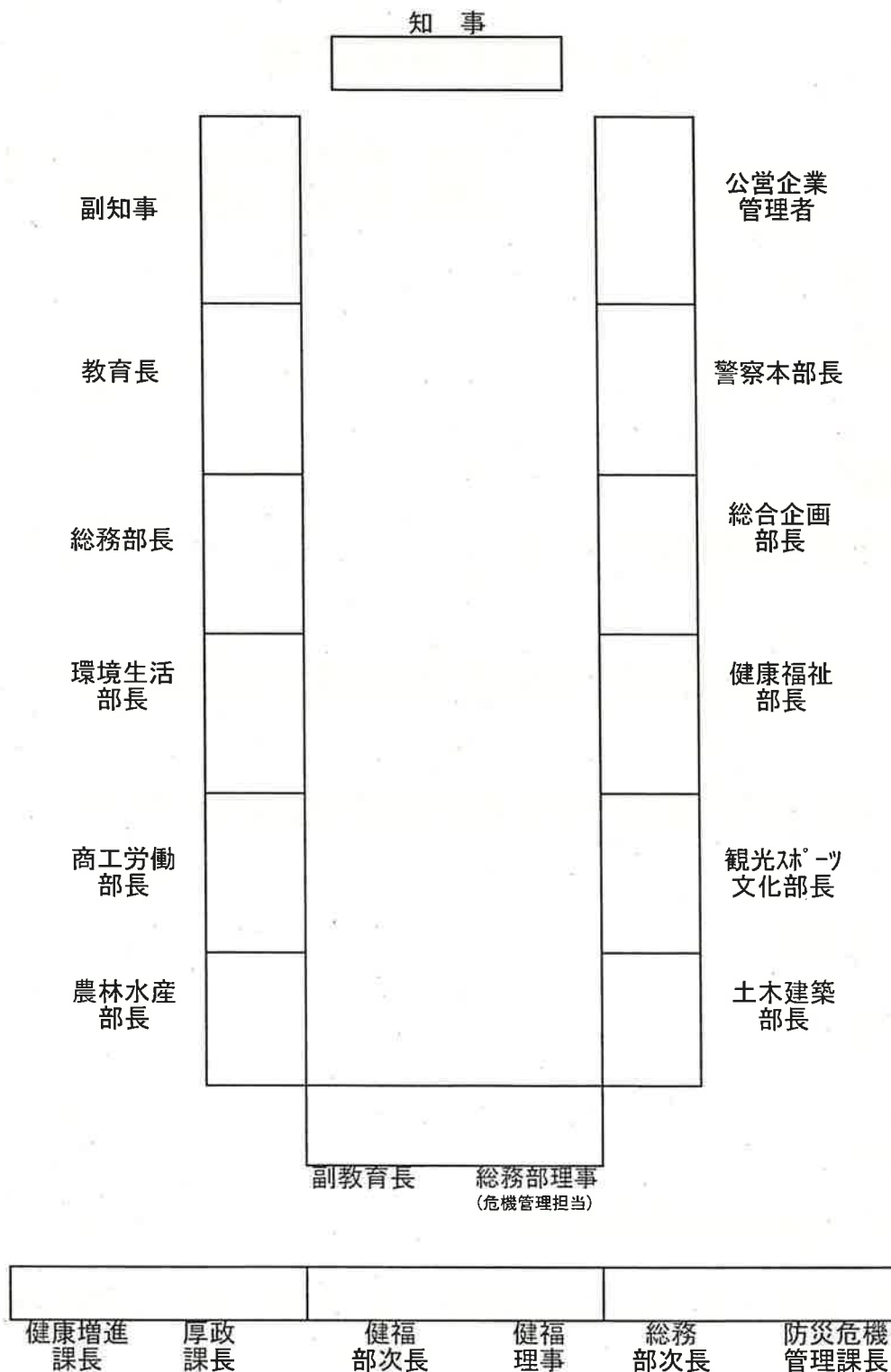
資料2 新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について (案)

資料3 新型コロナ感染拡大防止集中対策の期間延長について

資料4 県民の皆様・企業の皆様へのお願い

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第23回本部員会議 配席図

日時：令和3年5月28日(金)15:00～
 場所：県庁4階 共用第1会議室



山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第23回本部員会議

日時：令和3年5月28日(金)15:00～

場所：県庁4階 共用第1会議室

- 1 本部長 知事
- 2 副本部長 副知事
- 3 本部員

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当）
総合企画部	総合企画部長
環境生活部	環境生活部長
健康福祉部	健康福祉部長
商工労働部	商工労働部長
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
土木建築部	土木建築部長
企業局	公営企業管理者
教育庁	教育長 副教育長
警察本部	警察本部長

現在の発生状況について

1 全世界及び日本国内の発生状況 ※厚生労働省公表数字

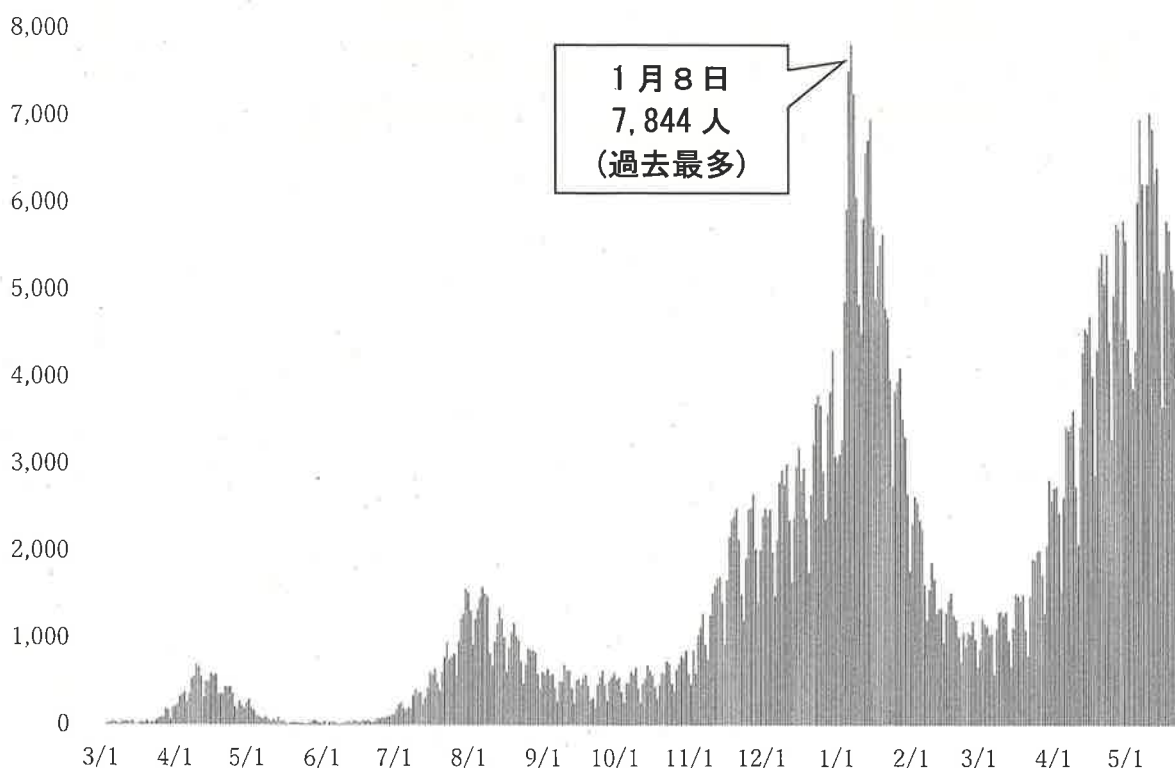
(1) 全世界 (5/27 15:00 現在) 【日本を除く】

感染者数	死亡者数	※感染者の多い国 米国(33,190,161)、インド(27,157,795)、 ブラジル(16,274,695)、フランス(5,683,143)
167,466,037	3,482,020	

(2) 日本国内 (5/27 0:00 現在) (人)

	P C R 実 施 人 数 検 査	陽 性 者 数	入 院 治 療 を 要 す る 者 (内 数) (重 症 者)	の 療 養 退 院 又 は 解 除 者 の 数	死 亡 者 数	確 認 中
① 国内発生 (③除く)	13,346,181	726,912	59,210 (1,371)	652,354	12,597	3,355
② 空港検疫	688,198	2,926	69 (0)	2,853	4	0
③ チャーター機	829	15	0 (0)	15	0	0
合計	14,035,208	729,853	59,279 (1,371)	655,222	12,601	3,355

全国の新規感染者の推移



2 本県の状況 (5/28 15:00 時点)

(1) 感染者数等

感染者数：2,881人 (うち死亡60人)

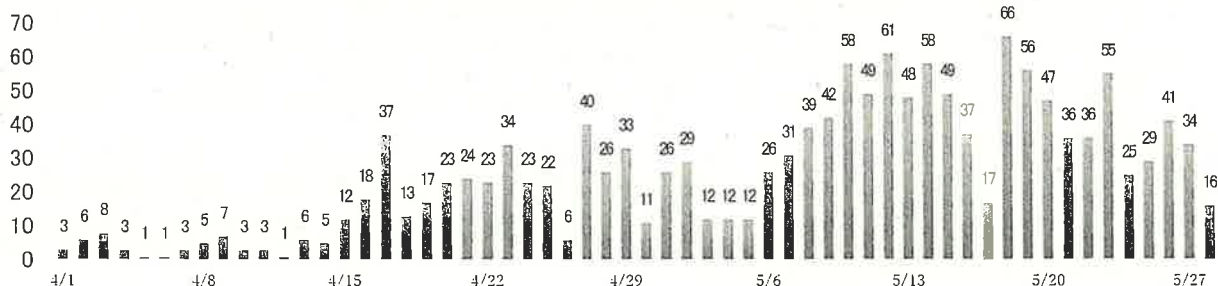
(2) 療養者数の内訳

療養者数	入院者数				宿泊療養者数
	重症	中等症	軽症・無症状	計	
491	7	186	158	351	140

(3) 市町別感染者数

下関	560	宇部	382	山口	281	萩	12	防府	346
下松	111	岩国	412	光	41	長門	22	柳井	45
美祇	18	周南	413	山陽小野田	122	周防大島	9	和木	17
上関	5	田布施	17	平生	8	阿武	0	県外	60

県内の新規感染者の推移(4月以降)



(4) PCR等検査 (R2. 2.15~R3. 5.23)

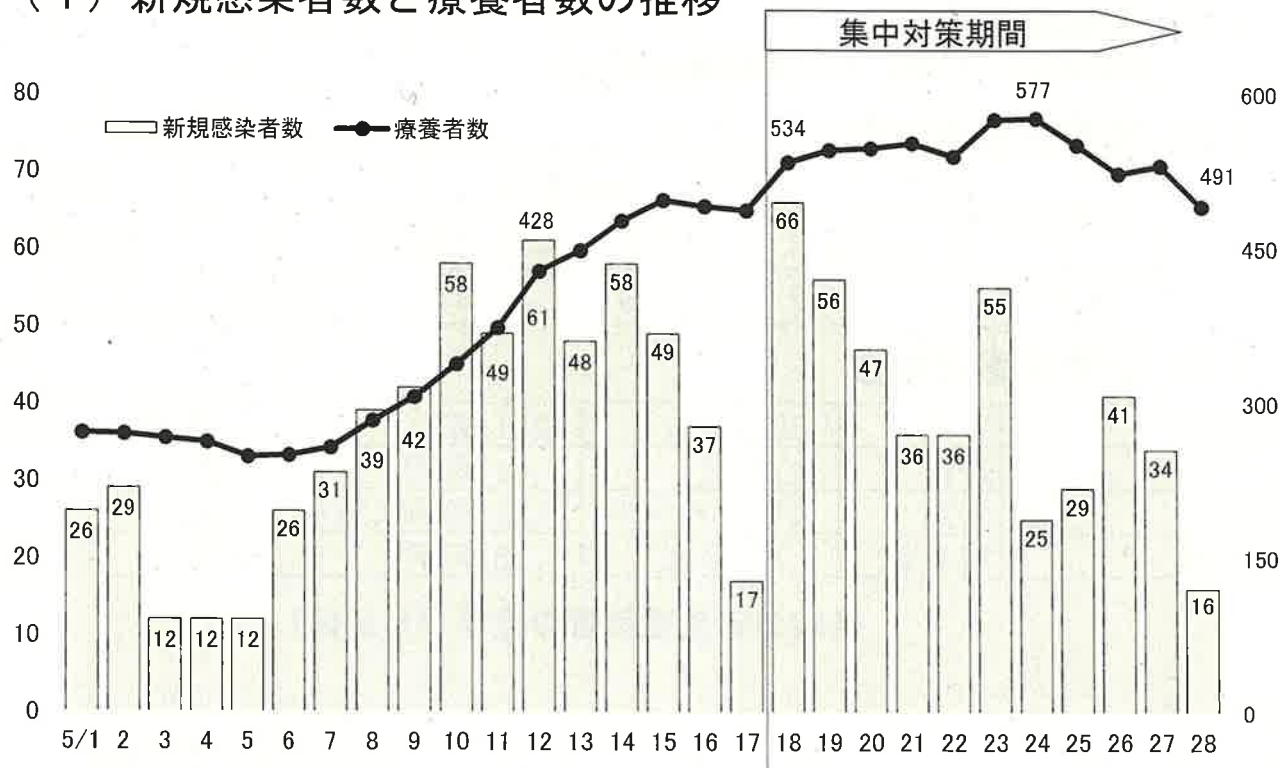
累計 103,923件 (5/17~5/23実績 5,913件)

(5) モニタリングの状況

指標	現状値	(参考) 国分科会が示す目安の本県への当てはめ	
		ステージ3	ステージ4
① 確保病床使用率	5/28	104~259床 (20%以上)	260床以上 (50%以上)
	351床 (67.5%)		
	入院率 (入院患者数/療養者数)	5/28	40%以下
	71.5%		
重症病床使用率	5/28	9~23床 (20%以上)	24床以上 (50%以上)
	7床 (14.9%)		
② 療養者数 (入院者数・宿泊療養者数等を合わせた数)	5/28	272~406人 【20人以上】	407人以上 【30人以上】
	491人 【36.2人】		
③ 直近1週間のPCR検査等陽性率	5/17 ~ 5/23	5%以上	10%以上
	5.29%		
④ 直近1週間の新規感染者数 【人口10万人当たり】	5/22 ~ 5/28	204~339人/週 【15人以上】	340人以上/週 【25人以上】
	236人 【17.4人】		
⑤ 感染経路不明な者の割合	5/15 ~ 5/21	50%以上	50%以上
	23.7% ※調査中含む		

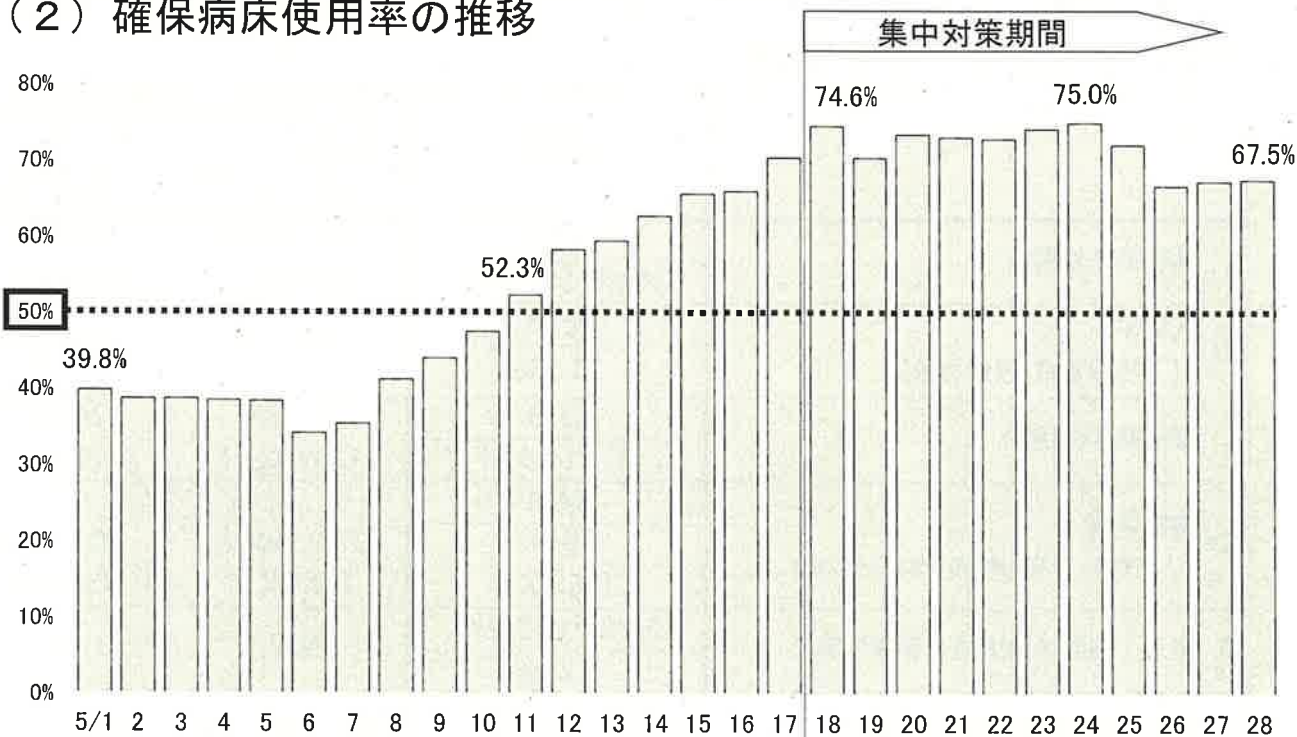
3 医療提供体制について

(1) 新規感染者数と療養者数の推移



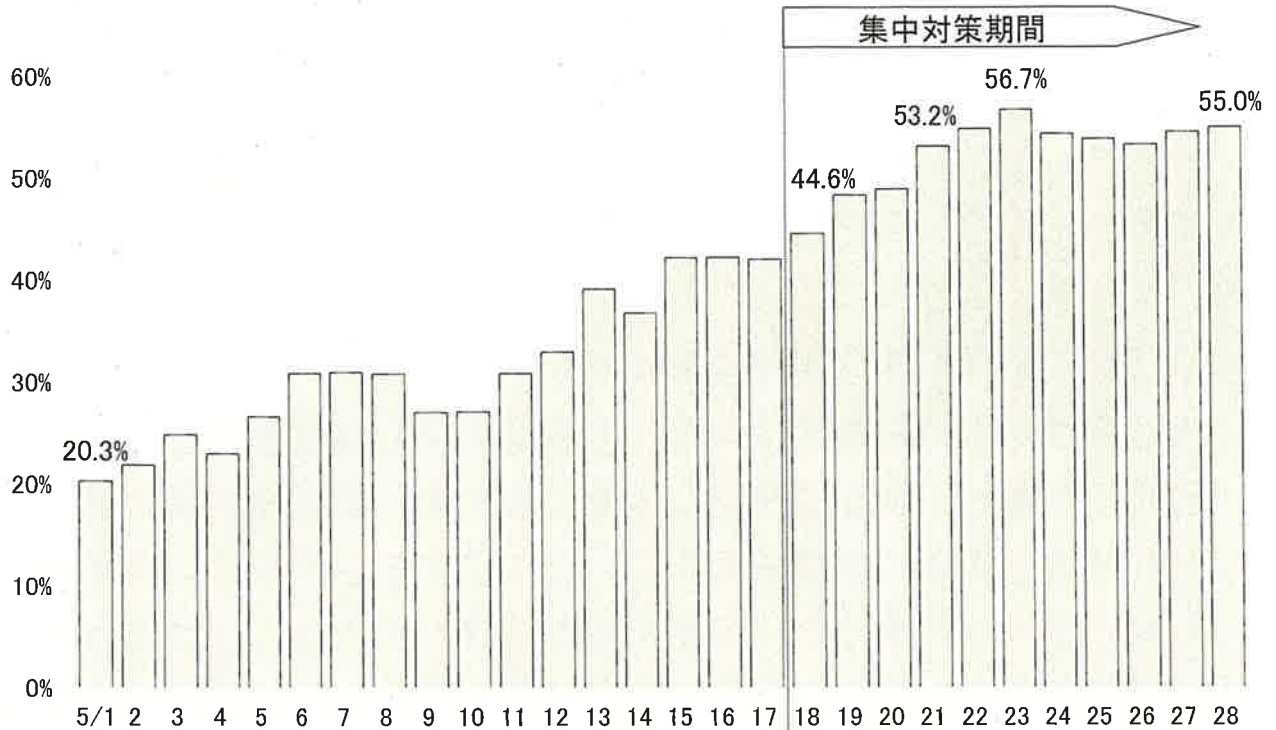
新規感染者数は、18日(66人)を最高値に増減を繰り返し、療養者数は、5月12日に「ステージ4」相当を超えて以降、増加を続け、現在は高止まりの状況。
 ※孤発の発生も依然多い状況

(2) 確保病床使用率の推移



確保病床使用率は、5月11日に「ステージ4」相当の50%を超えて以降、依然高い水準で推移

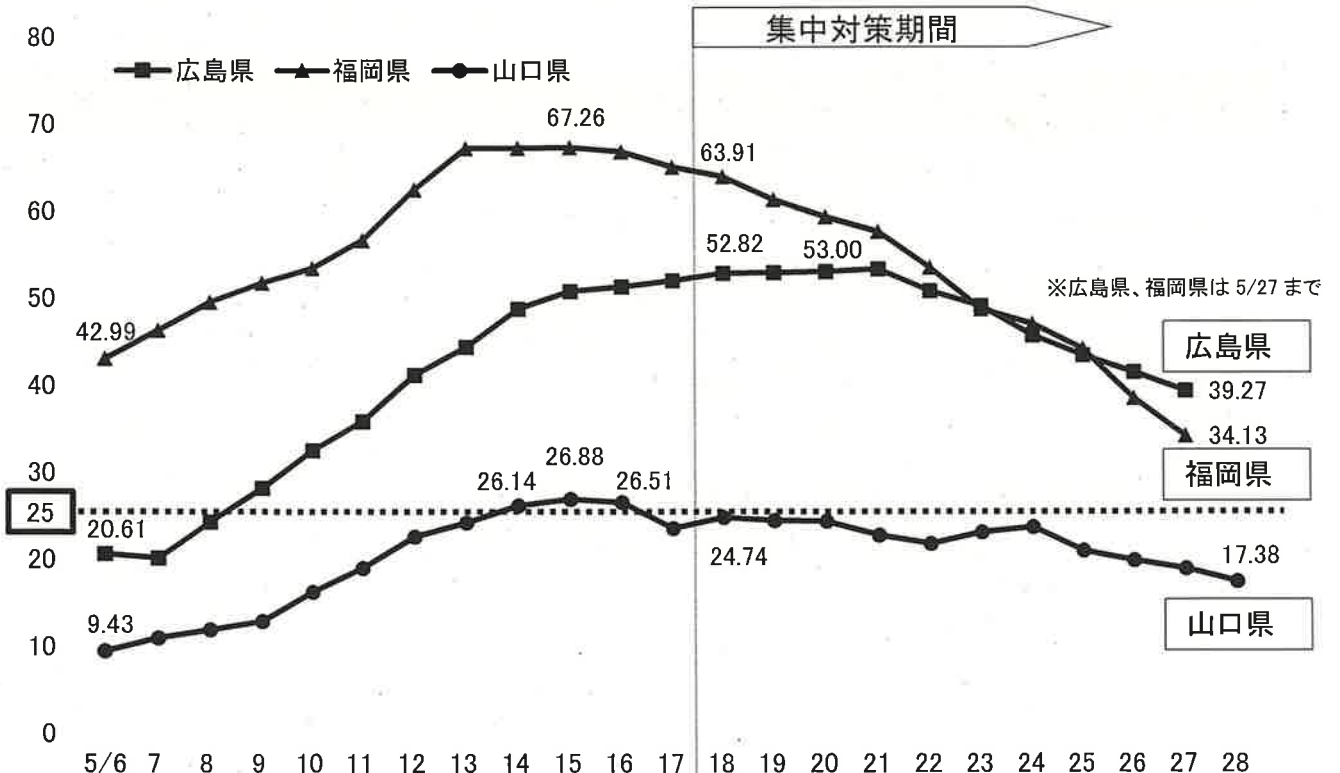
(3) 入院患者に占める重症・中等症者の割合



入院患者に占める重症・中等症者の割合は、5月1日は2割程度だったが、5月21日以降、50%を超える極めて高い水準で推移し、医療機関に大きな負荷がかかる状況が続いている

(4) 山口県と隣県（広島県、福岡県）の直近1週間の新規感染者数

(人口10万人あたり)



緊急事態宣言が発令されている広島・福岡両県の新規感染者数は、減少傾向にあるが、依然「ステージ4」の基準を超える値で推移

新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について（案）

令和 3 年 5 月 2 8 日
 山口県新型コロナウイルス
 感染症対策本部
 （危機管理チーム）

新型インフルエンザ等特別措置法（以下「特措法」という。）第 32 条第 3 項に基づく緊急事態措置について、5 月 2 8 日に 9 都道府県（北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県）について、6 月 2 0 日まで期間を延長することが決定された。また、特措法第 31 条の 4 第 1 項に基づくまん延防止等重点措置について、5 県（埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県）について、6 月 2 0 日まで期間を延長することが決定された。

本県においては、県外との往来は自粛するよう強く県民に要請するとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提として、国や市町等との連携・協力の下、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立に向けた取組を推進する。

1 都道府県に求められる措置等の概要

5 月 2 8 日の緊急事態宣言期間の延長等に伴い、国の基本的対処方針が変更された。

<緊急事態宣言の対象区域及び期間>

区 分	対 象 区 域	期 間
特定都道府県	東京都、京都府、大阪府、 兵庫県	4 月 2 5 日～ <u>6 月 2 0 日</u>
	愛知県、福岡県	5 月 1 2 日～ <u>6 月 2 0 日</u>
	北海道、岡山県、広島県	5 月 1 6 日～ <u>6 月 2 0 日</u>
	沖縄県	5 月 2 3 日～ <u>6 月 2 0 日</u>

<まん延防止等重点措置の区域及び期間>

区 域	期 間
埼玉県、千葉県、神奈川県	4月20日～6月20日
岐阜県、三重県	5月9日～6月20日
群馬県、石川県、熊本県	5月16日～6月13日

【国の基本的対処方針等による主な取組(緊急事態宣言等が発出されていない区域)】

- 「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、外出の自粛、催物の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うこと。
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促すこと。また、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促し、特に発熱等の症状がある場合は、これらを控えるよう促すこと。
- 一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるイベントの事前相談に係る対応を行うこと。
- 事業者に対し、職場における感染防止のための取組や、「三つの密」及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促すとともに、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。
- 感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗に対しステッカー等を配布して表示する仕組みについて、各地方自治体での導入検討や、既に導入している地方自治体における制度の普及促進を図ること。

- 飲食店等の営業許可の申請・更新等の機会を活用し、地方自治体の窓口等において事業者に対しガイドラインを配布し周知を図ること。
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく通常の立入検査時において、衛生管理基準の遵守徹底に加え、飲食店等がテナントに含まれている場合に、特定建築物所有者等に対しガイドラインを配布し周知を図ること。
- 「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。
- 感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、分科会の提言で示された指標を目安としつつ総合的に判断し、各ステージにおいて「講ずべき施策」等を踏まえ、地域の実情に応じて、迅速かつ適切に特措法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。

2 本県の対処方針

国の基本的対処方針及び山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議の意見等を踏まえ、以下のとおり対応する。

(1) 県民への協力要請

- 県外との往来は、通勤・通学・通院等やむを得ないものを除いて自粛するよう強く要請。特に、政府において、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が発出されている区域との往来は、最大限自粛するよう要請。また、やむを得ず往来する場合は、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体が発する外出・移動の自粛などの要請に従うよう要請。

- 「密閉・密集・密接」のいわゆる「三つの密」を避け、マスクの着用やまめな手洗い・手指消毒、共用部分の消毒など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」等を活用した基本的な感染予防対策の徹底。

また、感染リスクが高まる5つの場面（「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり（休憩室、喫煙所、更衣室等）」）に特に注意するよう呼びかけ。
- 会食の際には、少人数・短時間となるようにし、新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店などの感染防止対策に取り組む飲食店の利用を呼びかけるとともに、飲食店から求められる感染防止対策への協力を要請。
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談。

(2) 事業者・関係団体への協力要請

- 県外への出張や、県外からの来訪については控えるよう要請。

また、県外からの来訪を伴う会議やイベント等は、メールやオンライン配信等の代替開催を検討するとともに、やむを得ず開催される場合は、感染防止対策を徹底。
- 感染予防及び感染拡大防止のため、県外への移動があった従業員等に対する健康管理への格別の配慮を要請。
- 時差出勤・在宅勤務(テレワーク)等による3密回避など、感染拡大を未然に防止する対策の徹底。
- 感染拡大予防と社会経済活動の維持との両立に向け、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策の実践。
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策に取り組む飲食店に対し、新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店のポスターを配付するとともに、県ホームページで取組内容等を周知。

- 飲食店等でクラスター(集団感染)が発生するなど、感染拡大の恐れがある事態が発生した場合は、関連地域・業種での迅速な実態把握と営業時間短縮の要請等の対策を検討。

(3) 学校等の対応

ア 公立学校(幼小中高特)

- 子どもたちの学びを保障するために、感染拡大防止に最大限の対策を講じた上で、学校教育活動を継続して実施。
- 市町立の小・中学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園等においては、各地域の実情に応じて、学校教育活動を実施。
- 特に、集団感染のリスクがある、寮・寄宿舎については、感染症対策を徹底。
- 感染症に対する誤解や偏見に基づくいじめや差別を防ぐための啓発活動を強化。

イ 私立学校(幼中高、専修・各種学校)

- 県立学校の対応を踏まえ、各校の実情に応じて、学校教育活動を実施。

ウ 保育所等

- 感染の予防に留意した上で、全ての保育所及び認定こども園(幼保連携型、保育所型)において、開所を継続。

(4) 県有施設、県主催イベント等の取扱い

- 県有施設の運営や県主催イベントの開催に当たっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を徹底。
- 国の定める一定規模以上の催物等の開催について、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期。

<催物等開催基準>※国事務連絡より抜粋

時期	収容率	人数上限
9月19日～ 6月30日	・大声での歓声・声援等がないことが前提としうるもの(クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、展示会等) 100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 ※収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度
	・大声での歓声・声援等が想定されるもの(ロックコンサート、スポーツイベント) 50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※ 飲食を伴うイベントについては、原則「大声での歓声・声援等が想定されるもの」に区分されるが、映画館などイベント中に発声がないものに限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことが可能な場合あり。

- 各部局及び市町を通じて、関係する施設管理者やイベント主催者等に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止対策を講じるよう周知。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベントの参加者が1,000人を超えるイベントの事前相談に対応。
- 県内で感染拡大の傾向が見られる場合には、関係市町と十分協議の上、対応を判断。

(5) 感染状況等の継続的な監視等

- 県内の感染状況を把握するため、専門家で構成する「山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議」を設置し、分科会の示す目安を参考に継続的にモニタリングを行い、感染状況のステージを総合的に判断。
- 3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、医療提供体制への負荷が増加し、分科会の示すステージⅢへの移行が見込まれる場合、県民への外出自粛要請等の措置を検討。

<分科会の示すステージの指標>

項目		ステージⅢの指標	ステージⅣの指標
医療提供体制等の負荷	①医療の逼迫具合		
	・入院医療 確保病床の使用率	20%以上	50%以上
	入院率	40%以下	25%以下
	・重症者用病床 確保病床の使用率	20%以上	50%以上
	②療養者数	20人/10万人以上	30人/10万人以上
感染の状況	③PCR陽性率	5%以上	10%以上
	④新規陽性者数	15人/10万人/週以上	25人/10万人/週以上
	⑤感染経路不明割合	50%以上	50%以上

(6) 県民・事業者等への情報発信

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着及び適切な感染防止対策の徹底等について、県民や事業者等へ周知。
- 本県のモニタリング指標や全国の感染状況等を情報提供。
- 感染者や医療従事者等が差別的取扱い等を受けることがないよう、偏見・差別・誹謗中傷等の防止を呼びかけ。
- 県民や事業者等への周知・注意喚起に当たっては、県ホームページやSNS、各種メディア等を通じて、重層的に情報を発信。
- 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード及び利用を周知。

3 感染拡大に備えた対応

(1) PCR等検査体制の強化等

- 保健所への自動遺伝子検査装置の導入や民間検査機関の活用等により、PCR等検査体制を拡充するとともに、地域の診療所等が行う抗原検査を積極的に活用。
- 診療・検査医療機関や地域外来・検査センターなど身近な場所で、相談・診療・検査が提供できる体制を整備。
- 全ての新規陽性者に対する変異株スクリーニング検査や変異株の陽性者が確認された場合の幅広い接触者調査など、変異株に対する監視体制を強化。

(2) 医療提供体制の拡充

- 重症・中等症患者向けの病床確保や、軽症者等の宿泊療養施設を確保するなど、一定の感染拡大に対応できる患者受入体制を整備。

(3) 医療用物資の安定供給

- 国が責任を持って確保する医療用物資等については、国の保有状況調査等により、医療機関の在庫状況を把握し、適切に配布するとともに、県としても、感染拡大時に医療機関等へ適切に供給できるよう、マスクや防護服等の医療用物資を備蓄。

(4) 病院・高齢者施設等における感染予防対策の徹底

- 病院・高齢者施設などで感染が発生した場合、適切な感染拡大防止対策を講じるとともに、早期の実態把握及び陽性者の入院等の迅速な対応により、クラスターの早期封じ込めを実施。
- クラスターが発生した場合、クラスター対策チーム等を派遣し、保健所との連携のもとで、施設内のゾーニングや職員等への感染対策指導、入所者の健康管理等、感染拡大防止に向けた専門的な支援を実施。
- 高齢者施設等における感染防止対策として、職員への感染対策資質向上研修や職員に対する一斉PCR等検査を、4月から6月まで

の3か月間、集中的に実施するとともに、クラスターが発生している通所系施設については、緊急点検を行い、必要に応じて、実地指導等を実施。

(5) ワクチンの接種体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、感染対策の切り札として期待の高いワクチンを、希望する方々が安全で迅速に接種できるよう、万全の接種体制を整備。
- 県民がワクチン接種に対し不安を感じることがないように、十分な情報提供やきめ細かな相談に対応。

(6) まん延防止等重点措置の要請等

- 本県の全域に感染が拡大するおそれがあり、かつ、医療提供体制に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、本県をまん延防止等重点措置の対象区域とする国への要請を検討するとともに、より強い感染防止措置を検討・実施。

(7) G o T o キャンペーンの実施

- 本県の感染状況について、ステージⅢへの移行が見込まれる場合は、感染拡大地域に係る国のG o T o キャンペーン事業の適用の一時停止要請を検討するなど、各部局が連携して迅速に対応。

新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策の期間延長について

令和 3 年 5 月 28 日

1 趣旨

本県の感染状況は、感染力の強い変異株の影響等により、クラスターが広範に多発するなど感染者が増大を続け、医療提供体制への負荷が高まっていたことから、感染拡大防止に向けて、5月18日から集中対策を実施しているところである。この取組により、新規感染者数の増加は抑制されているものの、入院者における中等症以上の患者の割合が高まり、全体的に入院が長期化する傾向にあることから、県医師会・病院協会から医療緊急事態宣言が出されるなど、医療提供体制がひっ迫する非常に厳しい状況にある。

こうした状況に加え、隣県の福岡及び広島県の緊急事態宣言の期間が延長されることから、現在、31日までとしていた集中対策について、期間を6月20日まで延長して実施する。

ただし、集中対策期間中であっても、モニタリング指標のうち、「確保病床使用率がステージ3の目安である50%未満」、かつ、「直近1週間の新規感染者数がステージ2の目安である人口10万人当たり15人未満(1日平均29人以下)」となった場合には、県民の皆様にご要請している「外出機会の半減」等について、緩和を検討する。

2 集中対策期間

5月18日(火)～6月20日(日)

3 県民、事業者への要請

集中対策期間の周知については、テレビ・ラジオ・SNSによる情報発信や、国道・県道・高速道路の電光掲示板の活用、新幹線駅(5)、空港(2)、高速道路SA・PA(12)、道の駅等へのポスター設置等を実施

(1) 県外との往來の自粛

○県外との往來は、通勤、通学、通院等やむを得ないものを除き、自粛

○特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が実施されている都道府県との往來は、最大限自粛

(2) 外出機会の半減

○不要不急の買い物や会合を控えるなど、外出機会を半減

例:まとめ買いや宅配の利用等による買い物回数の低減、人との接触を伴うサークル活動等の自粛、地域で集まって行う会合やカラオケ等の自粛

※通院、通勤、通学など、日常生活上で必要なものまでは制限しない

○旅行は、県内外に関わらず、可能な限り延期

- 県観光連盟の発行する「行こうよ。やまぐちプレミアム宿泊券」の利用自粛
- Go To Eat キャンペーン食事券の販売停止及び利用自粛(テイクアウト除く)
- みんなでたべちゃろ！キャンペーン・やまぐち食彩店における値引きサービスの停止

(3) 感染予防対策の徹底

- 「新しい生活様式」を実践するとともに、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「感染リスクが高まる「5つの場面」※に特に注意する」など、基本的な感染予防対策を徹底
 ※5つの場面「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり（休憩室、喫煙所、更衣室等）」
- 会食は、少人数・短時間となるようにするとともに、普段一緒にいる人以外との会食・会合等は自粛
- 外食する際は、感染防止対策に取り組む新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店を利用するとともに、飲食店から求められる感染防止対策へ協力
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出を控え、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談

(4) 事業者における感染防止対策の強化

- 職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを改めて徹底
- 特に、休憩室、喫煙所、更衣室等居場所の切り替わりに注意し、会話時のマスク着用、手指消毒、十分な換気、共用部分のこまめな消毒などの感染防止対策を徹底
- 県外出張は自粛することとし、特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域への出張は、最大限自粛
- やむを得ず県外との往来があった従業員等の在宅勤務(テレワーク)や健康管理に対する配慮
- 在宅勤務やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減。また、在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大防止対策の工夫・強化を徹底

4 高齢者施設等における感染防止対策

- 高齢者施設（入所系）や療養型入院医療機関等における職員への一斉PCR検査
- 高齢者・障害者施設（通所系）における緊急点検等
- 職員への感染対策資質向上研修

5 学校における感染防止対策

- 高等学校生徒・教職員のPCR検査実施
- オンデマンド視聴による臨時感染防止対策研修会の実施
- 部活動における県外との往來を伴う他校との練習試合・合宿等については
極力自粛し、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出されている区域については、最大限自粛

6 イベント等の開催制限

- 原則、県主催イベントの中止、又は、延期
- 県外からの参加自粛を呼びかけるよう主催者に要請

7 県有施設の利用制限

- 県外からの来場自粛の呼びかけ

県民の皆様・企業の皆様へのごお願い

県外との往来の自粛

- ・ 県外との往来は、通勤、通院等を除き自粛。
- ・ 特に、緊急事態宣言区域等は最大限の自粛。

外出機会の半減

- ・ 不要不急の買い物や会合は控えるなど、外出機会をこれまでの半分程度に。

まとめ買い等による買い物回数の低減、人との接触を伴うサークル活動等の自粛、地域で集まる会合等の自粛 等

- ・ 旅行は、県内外に関わらず、可能な限り延期。

感染予防対策の徹底

- ・ これまで以上の感染予防対策の徹底。
- ・ 会食は、少人数・短時間で、普段一緒にいる人と。

企業活動における注意

- ・ 県外出張の自粛
- ・ 県外からの来訪を伴う会議やイベント等は、メールやオンライン配信等で代替開催を。
- ・ 在宅勤務やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減する取組を促進。

県民の皆様・企業の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症については、全国的な感染拡大に歯止めがかからず、緊急事態宣言の区域は、5月23日から沖縄が追加され、隣県の福岡、広島を含む10都道府県となっており、期間は6月20日まで延長される見込みです。

本県においては、感染力の強い変異株の影響等により感染者が増大を続け、医療提供体制への負荷が高まっていたことから、感染拡大防止に向けて、5月18日から集中対策を実施しているところです。

皆様のご協力のおかげで、新規感染者数の増加は抑制されているものの、入院者における中等症以上の患者の割合が高まり、全体的に入院が長期化する傾向にあることから、医療提供体制がひっ迫する非常に厳しい状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、県民の皆様、企業の皆様には、感染拡大を防止し、命を預かる医療提供体制を守るため、集中対策期間を6月20日まで延長することとしましたので、以下の取組に、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

<県外との往来の自粛>

- ◎ 県外との往来は、通勤、通学、通院等やむを得ないものを除き、自粛を強くお願いします。
- ◎ 特に、政府において、隣県の福岡や広島をはじめとした「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が発出されている区域との往来は、最大限の自粛をお願いします。
- ◎ やむを得ずこれらの区域と往来する場合は、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体が発する外出・移動の自粛などの要請に従ってください。

<外出機会の半減>

- ◎ 不要不急の買い物や会合を控えるなど、外出機会をこれまでの半分程度にさせていただきますようお願いいたします。
例：まとめ買いや宅配の利用等による買い物回数の低減、人との接触を伴うサークル活動等の自粛、地域で集まって行う会合やカラオケ等の自粛
※通勤、通学、通院など、日常生活上で必要なものは除きます。
- ◎ 旅行は、県内外に関わらず、可能な限り延期してください。

<感染予防対策の徹底>

- ◎ 感染力が非常に強い変異株による感染を防ぐには、これまで以上に感染予防対策を徹底する必要があります。

「新しい生活様式」を実践いただき、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「感染リスクが高まる「5つの場面」※に特に注意する」など、改めて、基本的な感染予防対策の徹底を強くお願いします。

※5つの場面「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり(休憩室、喫煙所、更衣室等)」

- ◎ 会食は、少人数・短時間となるようにするとともに、普段一緒にいる人以外との会食・会合等は自粛をお願いします。
- ◎ 外食する際は、感染防止対策に取り組む「新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店」を利用し、飲食店から求められる感染防止対策には是非とも協力してください。
- ◎ 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談してください。

＜企業活動における注意＞

- ◎ 職場ごとに感染症対策担当者を選任し、改めて、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを徹底していただきますよう強くお願いします。
- ◎ 県外への出張は、やむを得ない場合を除き、自粛するようお願いします。特に、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象都道府県との往来については、最大限自粛してください。
- ◎ また、県外からの来訪を伴う会議やイベント等は、メールやオンライン配信等の代替開催をお願いします。
- ◎ 在宅勤務(テレワーク)やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減する取組を促進するようお願いします。在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大対策の工夫・強化を徹底してください。
- ◎ 感染予防及び感染拡大防止のため、やむを得ず県外との往来があった従業員等に対する在宅勤務や健康管理には、格別の配慮をお願いします。

＜感染された方等への差別・偏見の防止＞

- ◎ 感染者自身のほか、最前線で治療にあたる医療従事者、感染者が発生した団体に属する方、県外との往来のあった方や外国人等に対する誹謗中傷や差別は絶対にやめてください。
- ◎ また、公的に出される情報を確認して、根拠のない情報やうわさ話などに惑わされないよう注意をお願いします。

令和3年5月28日

山口県知事 村岡 嗣 政